

## 肥料価格高騰対策事業について（ご案内）

J Aひすいでは、国の肥料価格高騰対策事業の取組実施者となり、組合員の皆様からの申請を下記のとおり取りまとめますので、ご案内いたします。

また、新潟県・糸魚川市もこの事業に上乘せ支援を実施することになりましたので、併せてお知らせいたします。

なお、このご案内は米の出荷契約者、産直・園芸会員等の皆様全員に送付させていただきました。不要な方におかれましては、ご容赦ください。

### 記

#### 1. 事業対象者

化学肥料の低減に向けて取り組む販売農家

#### 2. 支援の対象となる肥料

令和4年6月から令和5年5月に注文・購入した肥料

※今回は、令和4年11月から令和5年5月に注文・購入した春肥への支援のご案内です。

#### 3. 支援の金額

前年度から増加した肥料費の一部を国、県、市がそれぞれ以下の割合で支援します。

<支援金の算定式【国支援金（約7割）の場合】>

支援金	=	$\left[ \text{当年の肥料費} - \frac{\text{当年の肥料費} \div \text{価格上昇率} \div \text{使用量低減率}}{1.4 \quad 0.9} \right] \times \text{支援割合}$
↳ 国が統計データを基に決定		

【支援割合】 国：約7割      県：約1.5割      市：約1.5割

※支援金額の具体例については、別紙「肥料価格高騰対策 支援金額試算表」をご覧ください。

#### 4. 支援金の申請手続

裏面のとおり「化学肥料低減計画書」をJ Aひすいに提出してください。

この「化学肥料低減計画書」を提出いただくことで、国・県・市の支援金をJ Aひすいから振込みいたします。

なお、提出いただいた書類は、国・県・市の支援金額の決定等のために関係機関において情報共有いたしますのでご承知おきください。

## 5. 春肥の申請から振込みまでの流れ

### (1) 【事業申請の確認】

- 販売農家である。  
個人で販売されている方は、証明できる書類が必要です。
- 令和4年11月から令和5年5月に肥料を注文・購入している。  
JA以外で肥料の購入があれば、その領収書が必要です。
- 今後（令和6年まで）化学肥料の低減に取り組む。  
現在JAひすいのコシヒカリエコライス栽培を行っている方は、令和6年まで継続をお願いします。



### (2) 【申請書類の記入・提出】

- ① 化学肥料低減計画書（春肥）【緑色】（別紙見本をご覧ください）
  - ② JA以外で購入した肥料については、領収書とレシート
- ※ レシートの場合は領収書の提出も必要となります。

#### 提出場所

JAひすい営農部、グリーンセンター、各支店・相談プラザ  
※ 期限を過ぎての受付はできませんので、ご了承ください。



**提出期限：令和5年6月30日（金）まで**

### (3) 【支援金額算定】

- JAでの肥料購入実績を確認して、支援金額を算定
- ※ JA以外で肥料の購入があれば、合わせて算定します。  
**JAから算定書を郵送しますので、ご確認ください。**



### (4) 【支援金振込み】

- 令和5年12月頃に振込み予定です。
- ※ 振込み口座は基本的にJA取引口座とさせていただきます。

#### 【本件のお問い合わせ先】

JAひすい営農部購買課 TEL0120-918-090 担当：伊藤、宮路  
事業の詳細は、JAひすいのホームページに掲載しています。